

平成 30 年第 2 回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

高橋 千佳

押印掲載
を省略

1 日時 平成30年5月2日(水) 14時00分～16時00分

2 開催場所 本庁舎2階 第三委員会室

3 出席委員

蘆立 順美 委員

有川 智 委員

金澤 孝司 委員

高橋 千佳 委員

水野 由貴 委員

(50音順 敬称略)

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局 財政部 契約課長

大泉 新一

財政局 財政部 契約課 主幹兼工事契約係長

大場 剛典

都市整備局 技術管理室 技術企画係長

佐々木 健雄

水道局 総務部 企画財務課長

吉田 勝彦

水道局 総務部 企画財務課 契約係長

根本 大助

水道局 浄水部 計画課 技術管理係長

瀬良 利明

水道局 浄水部 施設課長

渡部 和彦

水道局 浄水部 施設課 施設係長

井上 信彦

水道局 浄水部 南管路整備課長

本田 勝博

水道局 浄水部 南管路整備課 工事第二係長

早坂 伴浩

交通局 総務部 財務課長

浅野 真晴

交通局 総務部 財務課 主幹兼契約管財係長

千葉 和宏

交通局 鉄道技術部 電気課長

黒須 潔

交通局 鉄道技術部 施設課 計画係長

齊藤 豪

交通局 鉄道技術部 施設課 計画係 主査

菅澤 努

ガス局 総務部 財務課長

小松 淳

ガス局 総務部 財務課 契約係長

鈴木 貢史

ガス局 製造供給部 建設課長

加藤 弘道

ガス局 製造供給部 建設課 建設係長

古山 秀樹

5 会議の経過

【1】開会

【2】議事の経過及び内容

進行： 有川 智 委員長

会議録署名委員： 高橋 千佳 委員

(1) 工事に係る入札及び契約手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(資料 P1)、「入札方式別発注工事一覧表」(資料 P2～29) 及び「指名停止の運用状況一覧表」(資料 P30) に基づき報告。

【質疑応答】

工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
工事契約の状況	事務局	<p>今回の報告は、平成 29 年 10 月 1 日～12 月 31 日に契約した、予定価格 1,000 万円以上の工事案件が対象である。</p> <p>総契約件数は 216 件である。昨年同期は 222 件であり、総契約件数として大きな増減はなかった。</p> <p>特例政令適用一般競争入札は対象案件がなかった。</p> <p>制限付き一般競争入札は 197 件で、内訳は市長部局 144 件、水道局 33 件、交通局 11 件、ガス局 9 件である。</p> <p>指名競争入札は 6 件で、内訳は市長部局 2 件、水道局 3 件、交通局が 1 件である。</p> <p>随意契約は 13 件で、内訳は市長部局 10 件、交通局 1 件、ガス局 2 件である。</p> <p>(資料 P1～29 参照)</p>
指名停止の運用状況	事務局	<p>今回の報告に係る期間（平成 30 年 1 月 1 日～3 月 31 日）における指名停止案件は 3 件、6 社である。</p> <p>No1～No3 は、大成建設(株)、鹿島建設(株)及び鹿島建設を中心とした共同企業体に関する案件である。指名停止事由は、大成建設(株)の元常務及び鹿島建設(株)の営業担当部長が、東海旅客鉄道(株)発注リニア中央新幹線の建設工事において、事前に受注予定業者を決めるなど、不当な取引制限をしたとして、東京地方検察庁より独占禁止法違反容疑で逮捕されたもので、指名停止期間は 4 ヶ月である。尚、構成員である鹿島建設(株)の指名停止に伴い、</p>

		<p>当該共同企業共同体も併せて処分対象としたものである。</p> <p>尚、No3 の共同企業体は、蒲生北部地区において、防災集団移転後の土地区画整理事業に関する調査・設計・工事などを一括して民間事業者へ委託する包括委託方式を採用し、公募型プロポーザル方式により選定された事業者である。当該事業は、事業完了を期限とした基本協定に基づき、単年度ごとに随意契約による契約を締結しているところであり、履行可能な事業者は、この共同企業体以外にはないため、指名停止要綱実施要領に基づき今年度も随意契約を行っている。</p> <p>No4(株)新光コンサルタントは、佐渡事務所所長が、新潟県佐渡市発注の指名競争入札において、同市下水道課職員から事前に予定価格を得て落札し、公正な入札を妨害したとして、新潟地方検察庁より公契約関係競売入札妨害罪で起訴されたもので、該当事項は談合又は競売入札妨害で、指名停止期間は4ヶ月である。</p> <p>No5～No6 の(株)大林組及び清水建設(株)は、上記 No1～No3 と同様、東海旅客鉄道(株)発注リニア中央新幹線の建設工事において、事前に受注業者を決めるなど、不当な取引制限をしたとして、東京地方検察庁より独占禁止法違反罪とされたものである。上記 No1～No3 との違いは、逮捕ではなく起訴されたものであり、指名停止期間は4ヶ月である。</p> <p>(資料 P30 参照)</p>
プロポーザル方式で組まれた共同企業体の性格について	委員	No3 の事業者の補足説明で、プロポーザル方式の工事に応募するために組まれた共同企業体とのことだが、この形の共同企業体が別事業の入札に参加する可能性はあるのか。例えば、10年間などの基本契約を結ぶ際にのみこの様な共同企業体が組まれるものなのか。
	事務局	この共同企業体が構成される目的となった案件では、プロポーザルに沿って8企業体の参入があった。共同企業体の形式としては、一定期間同じ企業構成で組まれるものと、特定の事業のみで組まれるものがある。今回は、特定の本事業のみを目的として組まれたもので、他の案件でも同じ企業構成となるような性格のものではない。
担当職員の処分について	委員	No4 で当該業者の佐渡事務所所長が、公契約関係競売入札等妨害罪で起訴されたとのことだが、予定価格の事前情報を得て落札した情報元である佐渡市上下水道課職員の処分はどうなったのか。
	事務局	職員の処分内容の詳細までは把握していない。但し、当該職員は公務員として処分は勿論、警察からの取調べを経て起訴されたものと記憶している。
徴金減免制度の適用の有無が指名停止期間に及ぼす影響について	委員	大成建設(株)、鹿島建設(株)、(株)大林組及び清水建設(株)の大手ゼネコン4社が同じ大型工事案件において、独占禁止法違反容疑で処分された訳だが、このうち(株)大林組と清水建設(株)は起訴で、大成建設(株)と鹿島建設(株)は逮捕と扱いに違いがある。これは、独占禁止法違反について自己申告したか

		否かで、「課徴金減免制度」(リーニエンシー)の適用の有無が生じたためだと理解しているが、このことは指名停止期間を判断する上で影響を及ぼさないものなのか。
	事務局	今回、指名停止の判断をした時点では、課徴金の減免等については決まっていない。いずれも、独占禁止法違反による逮捕並びに起訴の処分がそれぞれ出た段階で指名停止処分としたものである。この事件は、スーパーゼネコンが関与した社会的に影響が大きい事案だったので、他の県や政令市の対応状況を見極めながら指名停止を決めたものである。
共同企業体の目的について	委員	No3の共同企業体は、復興・復旧のために組まれたものなのか。
	事務局	津波の被災が顕著な地域で、土地の権利関係を整理し、再生を目指すものである。
仙台市復旧・復興建設工事共同企業体運用基準との関係について	委員	これは、仙台市復旧・復興建設工事共同企業体運用基準によって実施されているものか。
	事務局	その運用基準に直接関係するものではない。この共同企業体は、調査・設計・工事などを一括して委託する包括的なもので、通常の建設工事のみを目的とした共同企業体とは異なるものである。
	委員	仙台市復旧・復興建設工事共同企業体運用基準は、全く適用されない共同企業体という理解で良いか。
	事務局	この運用基準と同じような部分はあるが、当該基準そのもので運用している訳ではない。
仙台市復旧・復興建設工事共同企業体運用基準の除名条項について	委員	仙台市復旧・復興建設工事共同企業体運用基準の第17条に構成員の除名という条項があり、第1項でその他の除名し得る正当な事由を生じた場合とあるが、これはどのようなことを言うのか。
	事務局	構成員である企業の倒産等共同企業体の事業が継続できない状況を想定している。
	委員	それは第18条の破産又は解散した場合とは異なるものなのか。
	事務局	破産又は解散は第18条に規定していました。ご指摘の第17条はそれとは別の何らかの事情により、構成員のいずれかが除名し得る状況を想定している。そのような事態が起きた際には、除名し得る明確な理由を求めることとなる。
	委員	今回のような案件の指名停止事由では、除名の対象とはならないということか。
	事務局	今回は、あくまで指名停止基準において事業者の扱いを決めている。共同企業体の構成員が指名停止となった場合は、有資格者に対する指名停止に関する要綱第3条第3項において、当該共同企業体に対しても、当該構成員の指

		<p>名停止の期間内で、指名停止を併せ行うものである。</p> <p>これは、企業単体を指名停止にしても、共同企業体を組めば指名停止を回避して入札参加が可能になるのでは、企業単体を指名停止にした効果が薄れ抜け道ともなり兼ねないためである。</p>
指名停止期間と指名停止要綱の適用について	委員	<p>指名停止の運用状況一覧表にある指名停止期間は、例えば No1～No3 の事案では、有資格業者に対する指名停止に関する要綱の第 2 条第 1 項で指名停止期間を規程し、具体的には別表の第 14 条独占禁止法違反で指名停止期間を 4 ヶ月としたという意味だと思うが、別表では 6 月以上 12 月以下とあり、期間が合わないが何故か。</p>
	事務局	<p>4 ヶ月の指名停止というのは、昨年度までの規程による期間であり、ご指摘の要綱に明記された期間は、今年度から適用されるものである。</p>
	委員	<p>この点については、本日事務局から説明があるのではないか。</p>
	事務局	<p>後ほど、契約制度の改正点として別紙の資料を基に説明させて頂きたい。</p>

(2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

1) 事務局より、今回審議対象となる 216 件の工事のうち、水野委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事抽出事案」10 件を報告。(詳細は資料 P31 参照)

2) 委員会により、2)の 10 件のうち本日審議する事案として以下の 6 事案を選定。

【選定事案】

◆制限付き一般競争入札

②平成 29 年度南蒲生浄化センター遠心脱水設備整備工事 (蘆立委員抽出)

③新寺小路緑道等再整備工事 (その 2) (高橋委員抽出)

⑥地下鉄南北線長町南配電室外高圧受電設備等更新工事 (水野委員抽出)

◆指名競争入札

⑧(市)袋原平淵線小井土橋下部工新設工事 (水野委員抽出)

◆随意契約

⑨今泉工場等基幹的設備改良工事 (金澤委員抽出)

⑩(市)河原町二丁目 4 号線側溝整備工事 (その 3) (水野委員抽出)

(3) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「②平成 29 年度南蒲生浄化センター遠心脱水設備整備工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、南蒲生浄化センターの遠心脱水設備の整備工事である。工事概要としては、浄化センターの遠心脱水設備の機能維持及び保全のための機器整備を行うものである。内容としては、遠心脱水機及び付帯設備である脱水汚泥圧送ポンプ、給泥ポンプ等の分解、清掃及び部品交換などの機器整備である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札で総合評価方式簡易型 I 型(プラント型)適用とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、所在地要件(仙台市内に営業所を有すること)、格付評点(水処理施設工事又はその他機械器具設置工事の格付評点が 800 点以上)、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 1 社で、1 社による電子入札を行い、開札の結果、月島テクノメンテサービス(株)仙台支店を落札候補者とした。後日、技術資料等の審査を経て、同社を落札者と決定した。</p> <p>(詳細は資料 P36～39 及び P65 参照)</p>
入札参加資格条件を満たす業者数について	委員	<p>市内に営業所があるなど入札参加条件を満たし、平成 14 年以降完成の施工実績を持つ業者数は何社あるのか。</p>
	事務局	<p>施工実績を含めた業者数までは即答できないが、施工実績を除いた条件では、200 社強は存在する。つまり、入札参加資格者名簿に登載されている対象業者数は多くあるが、この事案への入札参加者は 1 社のみであった。</p>
	委員	<p>施工実績まで条件に含めると、対象となる業者数はかなり絞り込まれると考えて良いか。</p>
	事務局	<p>プラント関連の工事案件なので、名簿に登載されていても、対象業者の多くが入札に参加し易い工事内容ではない。今回対象となる浄化センターの規模は、1 万 m³以上の比較的大型の工事となるので業者数は絞られるが、通常同じ業種でプラントを扱う業者であれば、入札への参加は可能である。</p> <p>参加業者数の見込みとしては、概ね 10 社以上の参加は見込める案件であった。</p>
設備導入時の業者とメンテナンス落札業者と	委員	<p>プラント設備を設置した業者が、後々必要となるメンテナンスを担当することも多いと思うが、この事案の落札業者は、設備導入時の業者と何か関係のある会社なのか。</p>

の関係について	事務局	<p>落札した業者は、設備を製作したメーカーの設備設置後のメンテナンスサービスを行う関連会社である。発注課としては、工事内容として、特に落札業者以外が扱うことが難しいものではなく、競争入札で対応可能な一般的な機器設備工事であるとの判断である。</p> <p>但し、この案件は、既にある機器の整備なので、他の業者が参加しにくかったのかも知れない。</p>
入札参加者が1社になった背景について	委員	今、説明のあった点が、入札参加者数が少なかったことの背景にあるということか。
	事務局	結果として、1社のみ入札参加者数となったことから、そのような点も影響したものと推察される場所である。
今後の類似事案で競争性が働かない懸念について	委員	10社以上の入札参加が期待された事案だったにも拘わらず、結果として、1社しか参加せず競争が働かなかった訳だが、今後類似の事案においても同様の事態が生じる懸念があると考えられるのか。
	事務局	本市としては、施工可能な業者が1社に限定される特命随意契約案件に該当しない本事案のような場合は、可能な限り競争原理を働かせた入札をしたいと考えている。
予定価格の積算方法について	委員	本事案における予定価格の積算方法は、一般的な方法によるものなのか。
	事務局	一般的な設備工事においては、主たる工事費の大部分を機械そのものの単価が占めている。このことから機械そのものの単価の見積りを徴取し積算の参考に行っているが、本事案では、機械設備の単価以外に点検及び補修作業などを含んだ見積りを取って予定価格の積算を行ったものである。
参考徴取見積りと落札業者との関係について	委員	参考徴取した見積りは、今回落札した業者からのものなのか。
	事務局	<p>落札した業者も含まれてはいるが、見積りは複数の業者から徴取している。徴取する見積り業者数は予定価格によって異なるが、今回の価格帯であれば4~6社からの参考見積りとなる。</p> <p>但し、この見積りは工事一式ではなく、積算基準にない機械部分の見積りのみのものである。</p>
落札業者以外が参入可能な予定価格について	委員	落札した業者以外にも施工可能とのことだが、見積りから見ても金額的にも競争に十分耐えられる金額だったのか。使用する機械設備の制約から、施工業者しかできない金額ではなく、やろうと思えばどこの業者でもできるということが良いか。
	事務局	予定価格の算定にあたっては、複数社からの見積りを参考にしており、特定の1社しか参加が難しい価格で設定はしていない。
一般競争入札が随意契約と変わらないとの懸念	委員	本事案の様なケースは、一般競争入札で競争性を確保したいという意図に反して、結果的に随意契約と変わらないのではないかと、という懸念を持たれる可能性がある。見積りを予定価格にどのように反映させているのか示して

念を払拭するための情報開示について		欲しい。
	事務局	今後、見積りを予定価格の積算にどの様に活用しているのか確認してお示しできるようにしたい。

「③新寺小路緑道等再整備工事（その2）」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、新寺小路緑道等の再整備工事である。工事概要としては、緑道等の再整備として雨水排水設備等の施設設備工事、園路広場の整備工事及び園路の舗装工事などである。</p> <p>入札方式は、予定価格から制限付き一般競争入札とした。工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、建設業許可の区分は特定と一般どちらも可能、所在地要件（仙台市内に本店を有すること）、格付評点（土木工事の格付評点が 650 点以上 950 点未満）、国又は地方公共団体等が発注した公園整備工事又は公園改修工事の施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 1 社で、1 社による郵便入札を行い、東洋緑化(株)を落札候補者とし、技術資料等を審査の結果、同社を落札者と決定した。</p> <p>尚、本事案は、平成 29 年 9 月に制限付き一般競争入札の公告を行ったが、入札参加者が無いため取り止めになっていたもので、今回が 2 回目の入札公告となるものである。</p> <p>（詳細は資料 P40～42 及び P66 参照）</p>
不人気な工事事案になった理由について	委員	本事案が、ここまで不人気工事となった最たる理由は何か。
	事務局	市内に本店を持つ土木工事の格付け評点 650 点～950 点を持つ対象となる企業数は 80 社弱ある。工事内容は、一般的な土木工事ではあるが、施工内容が多岐にわたることもあり、業者側から見た工事参入希望の優先順位が低くなったためではないかと考えている。
資格条件の緩和について	委員	1 回目の入札公告が取り止めになったことを受けて、今回は何か入札参加資格の条件緩和をしたのか。
	事務局	区役所の発注案件ではあるが、今回は資格条件の緩和を行っていない。予定価格が高額ではなく一般的な工事であるため、所在地要件の緩和もしていない。
工期を急ぐ必要性について	委員	急ぎでない工事はないとは思いますが、本事案の工期は切迫したものではなかったから 1 回目から 2 回目の入札公告で入札参加資格条件を変えなかったのはそういう意味合いもあるのか。
	事務局	本事案がどの程度急ぐ必要があったものなのかについては把握していない

		い。契約課の場合は、制限付き一般競争入札の不調が続く事態になれば、入札方式を指名競争入札に切り替える。また、工事を急ぐ必要性のある案件では、随意契約も活用しているところである。
制限付き一般競争入札の不調が続いても競争性を確保する方策及び入札参加資格条件の扱い方の違いについて	委員	<p>制限付き一般競争入札の不調が続いた場合は、最後は随意契約に頼ることになるのであれば、入札における本来の競争性がもたらす効果が失われる懸念がある。</p> <p>制限付き一般競争入札の1回目から2回目に向けて条件緩和を行って不調だった場合は、指名または随契にするというのはわかるが、1回目と2回目と同じ条件で入札を行うのは良いのか。本庁と区で条件緩和を行う判断がケースバイケースと受け取れることはいかなるものか。</p>
	事務局	<p>基本的には、入札参加資格条件の扱いは同じであることが望ましい。本庁と本庁以外の事案の扱いに違いが生じているケースがあることは認識しているので、今後情報を密に共有する中で足並みを揃えるように努めて参りたい。</p>

「⑥地下鉄南北線長町南配電室外高圧受電設備等更新工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、地下鉄南北線の長町南配電室外高圧受電設備等の更新工事である。工事概要は、地下鉄南北線の長町南駅及び富沢駅の配電室において、高圧受電設備の更新を目的とした工事である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札で、総合評価方式簡易型Ⅰ型（プラント型）適用とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、建設業許可の区分が特定、所在地要件（仙台市内に営業所を有すること）、格付評点（電気設備工事の格付評点が850点以上）、施工実績として、受変電設備における高圧受電設備の元請としての新設又は更新工事、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は3社、入札参加した3社による郵便入札を行ったところ、総額判断基準価格を下回った入札が3社、うち失格基準価格を下回った入札が2社であった。失格した2社を除き富士電機(株)東北支社を落札候補者として、総合評価委員会回議における技術資料等の審査の結果、同社を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料 P51～54 及び P69 参照）</p>
失格基準価格の設定について	委員	<p>入札に参加した3社のうち、1社目と3社目の入札額に大きな違いはないが、1社目が全ての項目で失格になっている。また、もう1社は入札額が一番高いにも拘わらず、二つの項目が失格理由となっている。そもそも、失格</p>

		基準価格はどのように算定したのか。また、予定価格に対する実際の落札率が75%程度であるのは、予定価格の設定が際立って難しい事案だったのか。
	事務局	入札価格が近似値にも拘わらず、失格基準価格を下回る費目の有無で、落札に至るか否かの結果に差が生じたものである。予定価格については、事前に見積りを徴取して、工事の実行性を確認しながら基準を設定したものである。
	委員	本事案からは、あまりに失格基準価格を高く設定すると失格する業者が多く生じ、結果的に入札の競争効果を奪うような懸念がある。失格基準価格についても見積りを基に設定されているのか。
	事務局	落札した富士電機(株)は、工事に使用する設備機械も自社で製作しているメーカーであるが、他の2社は電気工事を行う会社である。 一般的にメーカーは、機械を自社で作っているのだから、機械に使う費用を低く抑えて純工事費及び管理費用を高く設定することが可能である。 一方、電気工事のみを行う会社は、機械を外部から購入して工事を行う必要がある。この条件で入札価格を低めに抑えようとするならば、機械以外の費用を低く設定する必要がある。このことが、今回の結果の背景ではないかと分析している。
	委員	今回のような案件では、実際に機械を製作しているメーカーが有利になるような設定になっているのではないのか。
	事務局	本市でも頭を痛めている課題である。 但し、同様の案件でも常にメーカーが落札している訳ではなく、地元の電気工事を行う会社が落札するケースもある。
予定価格の 妥当な水準 について	委員	入札に参加した3社の入札価格の低さからすると、予定価格が高過ぎたということではないのか。
	事務局	見積りを徴取した際の見積価格が高かった点も予定価格に影響している。そういうことは特殊な電気工事ではみられることであり、見積りをどのように予定価格に反映させるかに苦慮しているところである。
入札参加資格を持つ業者数及び競争性を考えた予定価格について	委員	入札参加資格を持つ市内に営業所を有する企業数は何社位あるのか。 また、機器を自社調達可能で工事予定価格を低く設定できる会社と外部から機器を調達するため低く設定できない会社が参加する入札で、予定価格の設定の際にどのような形で競争を働かせることを想定していたのか。予定価格は、機械を安くして工事費を高くする方に合せているのか、機械を高くして工事費を安くする業者を想定して設定しているのか、どちらに合せて設定しているのか。

	事務局	<p>どちらかを有利に扱うとかを想定したものではない。例えば、機器費用であれば、メーカーから直に見積りを徴取する。</p> <p>また、純工事費については、工事会社とメーカーから見積りを徴取している。その見積りからあくまで本市の基準で予定価格の積算をしているところである。特定の業態の有利、不利を想定したものでは全くない。但し一般論として、機器を自作しているメーカーは、落札後の価格の内訳で機器費用が低く抑えられている傾向はある。</p>
価格面でメーカーが有利になる可能性について	委員	<p>それではやはり、価格面でメーカーが有利になるというイメージではないのか。</p>
	事務局	<p>事前にメーカーから機器費用の見積りを徴取する訳だが、その見積価格が高く設定される傾向がある。しかし、落札後の価格の内訳を確認すると機器価格の見積額が大幅に下げられたりしている。機器費用の見積りの仕方では本市も苦勞しているところである。</p> <p>この種の工事では、機器自体の費用の割合が高くなるが、他の事案では入札に参加するメーカーが1社ではなく、複数社になることも多い。その際は先ず、メーカー間の競争となる訳だが、それ以外に地元の設備会社等も入札に参加するので、そういう意味では幅広い競争性も相応に担保されるものと考えている。</p> <p>メーカーと設備工事のみを行う会社では、使用する機器費用の面で生じる格差はあるので、そのことも考慮しながらどう入札で対処するかが課題である。各々の見積りを参考にする際の扱いの工夫により、適正な予定価格を何処に定めるかについて、本市としても常に分析や検討を行い、今後の入札に生かして行きたいと考えているところである。</p> <p>先程、ご審議頂いた案件番号②の南蒲生浄化センターもプラント設備工事ということでは同種の工事であるが、入札条件の緩和に十分に配慮したにも拘わらず入札参加者は1社のみであった。それに比べ本事案では、地元の設備工事会社が入札参加するなど、競争相手のメーカーより機器調達価格において不利な点があるにも拘わらず、複数社の入札となっている。適正な価格競争という意味では、地元の設備工事会社も落札を目指して、メーカーとほぼ同等の入札価格としてきたものであり、複数社による価格競争は行われている。</p>
機器製作費の見積りで条件面の違いがある中で、競争性と公平性を両立させる	委員	<p>価格競争性が確保された入札であることは納得したが、今後機器製作費を原価ベースで設定できるメーカーと原価に利益を上乗せした売価でしか機器を調達する術のない設備工事会社を同一の基準で競争させるという概念に釈然としない思いが残る。その条件下で同じ土俵で競争させたいという説明には納得はするが、原価と売価の間の利益分が確実に影響する中では同じ土俵</p>

ことについて		<p>ではないと思ってしまう。</p> <p>どうにかして、この利益分の価格差を今回失格理由となった失格基準価格の扱い方で補えないものなのか。失格基準価格が、決められた仕組みで算定されていることは十分に承知した上で提言したい点である。失格となった企業の中には純工事費まで失格理由になる程の入札価格を提示した地元の電気工事会社があるので、他の部分で評価することができないかと思う。</p>
	事務局	<p>委員のご意見は理解できるが、本市としては、ケースバイケースの取り扱いになると疑念を生じることになるので、一定の基準で行っていききたいとの思いがある。総合評価の中では、企業の社会貢献などの項目で一定程度地元を配慮した加点を行っているため、その中で対応している。</p> <p>機器製作費の部分は、交通局も苦勞されているところではあるが、もう少し状況を見極めていきたいと考えているのでご理解を頂きたい。</p>

「⑧(市)袋原平淵線小井土橋下部工新設工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、袋原平淵線の小井土橋下部工新設工事である。工事概要は、橋梁の下部工事で、橋台躯体などの作業土木工事である。</p> <p>入札方式は指名競争入札とした。</p> <p>平成 29 年 3 月に工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて入札参加資格として、所在地要件（仙台市内に本店を有すること）、格付評点（土木工事の格付評点が 650 点以上）、配置技術者の条件等についての資格を設定して 1 回目の公告を行ったが入札参加者がなく取り止めとなった。そこで平成 29 年 9 月に所在地要件を緩和して、市内に営業所を有することとしたが前回同様入札参加者がなく取り止めとせざるを得なかった。これを受けて仙台市契約業者指名基準に基づいて、技術的水準及び類似工事の施工実績を勘案の上、市内に本店のある土木工事業者 10 社を対象とした指名競争入札を実施した。指名した 10 社のうち 9 社が辞退する中で、(株)アラモトが落札したものである。</p> <p>(詳細は資料 P58～59 及び P71 参照)</p>
入札参加資格条件について	委員	<p>1 回目、2 回目と制限付き一般競争入札の公告をした結果、応札がなく不調となった事案とのことだが、2 回目の際の入札参加資格条件はどのように行ったのか。</p>
	事務局	<p>1 回目は市内本店、土木工事の格付 650 点以上だったものを、2 回目は所在地要件を市内本店から市内営業所に緩和したものである。</p>
本事案が不	委員	<p>この事案の工事地域には土地勘があり承知しているが、工事を行うにあた</p>

人気となった要因について		って不便な場所というイメージがない。この事案がここまで不人気となったのは、何か他に特別な要因でも考えられるのか。
	事務局	本市としてもご指摘通り、川に架かる橋梁の工事ではあるものの、場所柄的には特に工事が難しい地域という認識は持っていない。 また、施工条件も特に悪いとは考えていない。
	委員	この事案がここまで不人気となったのは何故か。何か他に特別な要因でもあったのか。特別な要因がないのであれば、価格面で採算的に難しく、魅力が薄かったということか。
競争入札不人気不調案件を、価格条件を引き上げて入札し直すと仮定した場合の効果について	事務局	確かに価格面で利幅の大きい工事ではないが、不調になる工事の主な特徴として、価格とは別の二つの要因が考えられる。一つは、配置予定技術者の手配の問題であり、もう一つは価格面では適正でも、想定以上に手間が掛かる可能性があるとして業者が判断した場合である。 また、同時期に他に強く参入を希望する工事案件があれば、優先度の関係から入札への参加を見合わせることも考えられる。更に、この事案では施工条件として、工事に使用する既製杭という出来上がった杭を現場に置く場所が確保しづらいという難しさがあった。 予定価格は適正なものではあるものの、入札参加条件及び特有の施工条件などの面で結果的に入札参加する上でのミスマッチが生じたものと考えられる。
	委員	この事案では、1回目が3月、2回目が9月に一般競争入札で公告し、11月に指名競争入札としており、入札時期によらず不人気続きとなった。これについて例えば、予定価格を幾分高く見直して、改めて入札を行っていただければそれなりの入札参加者が見込めるのか、そうではなく難しいままなのか。
予定価格の見直しについて	事務局	この事案において、入札が不人気で不調となった原因が価格面にあるのか、或いはそれ以外の要因によるものなのかは把握するのが難しい。不人気となった要因は、企業側の工事案件の入札参加優先度の扱いを含めて今まで説明で挙げたように一概には言えない様々な要因が考えられる。 予定価格に関しては、基準上は金額が見合わない場合で過去に不調が多い案件の場合は、見積りを取って合わない金額を合わせる見積活用方式というを行っている。 但し、見積りを取るのには直接工事費の部分だけなので、経費まで行うことはできない。
	委員	予定価格の見直しを行うのは何回か入札が不調になると行うものなのか。
	事務局	橋梁の補修工事など不調となる率が高い工事の場合では、入札が不調になった時に工種を限定する中で、見積りを徴収し直接工事費に変更を加えることができることになる。

「⑨今泉工場等基幹的設備改良工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、今泉工場等のごみ処理基幹的設備の改良工事である。工事概要は、今泉工場等の安定的なごみ処理の実施、施設の長寿命化、CO2 排出量削減を目的とした基幹的設備の老朽化の改修工事である。</p> <p>入札方式は、随意契約とした。入札方式の決定にあたっては、正確且つ確実な施工が必要となる点に鑑み、当該設備の構造、機能を把握し、円滑な工程管理と正確且つ確実な工事施工を含めたノウハウを蓄積しており、設計施工プラントメーカーである日本鋼管(株)より事業継承した JFE エンジニアリング(株)東北支店のみが、施工可能であることが随意契約の最大の要因である。</p> <p>具体的には、本工事で施工する基幹的設備の設計等は、製造者の特許や意匠、独自技術が使用されており、他業者が施工することは困難である。また、ごみ処理を今後も安定して行うためには、焼却炉の安定稼働が不可欠であり、正確且つ確実な工事の施工を必要とするためである。</p> <p>尚、随意契約を行う根拠条項は、地方自治法施行令第 167 条第 1 項第 2 号(随意契約)に拠る。</p> <p>(詳細は資料 P60～61 及び P72 参照)</p>
随意契約における見積り合せの続きについて	委員	<p>本事案は、随意契約且つ今回の審議案件の中で最も高額な工事であるが、高額工事の随意契約は可能な限り見直すことが望ましいという観点から選定させて頂いた。</p> <p>この事案では、随意契約ながら入札価格が予定価格より 1 億 7 千万円も低くなっているが、見積り合せはどの様な手続きで行われたものなのか。</p>
	事務局	<p>随意契約で見積り合せを行う場合には、一般的にプラント関連の予定価格を決めるにあたり、参考見積りを徴取し、本市の基準による労務などの管理費用等を加味した積算を行っている。その後、業者に見積書を提出して頂き、予定価格を下回れば契約に至るという手続きである。</p> <p>本事案では、1 回目の見積り合せで予定価格を下回る見積書を提出して頂き、順当に契約に至ったものである。</p>
見積り合せから契約までの期間が長くなった理由について	委員	<p>本事案では、見積り合せから契約に至るまでの期間が長く感じるが、随意契約では普通のことなのか。</p>
	事務局	<p>本事案は、高額工事であり、議会の承認を必要とする事案であった。契約手続きとしては、最初に仮契約を結び、議会の承認後に本契約を締結したもので、議会日程の関係から期間を要したものである。</p>
	委員	<p>契約方式は異なるが、資料にある案件番号①と同じ手続きということか。</p>

	事務局	その通りである。
プラント関連工事事案で落札業者の集中があるか否かについて	委員	プラント関連の改修工事事案は、随意契約となることが多いと感じるが、その理由は、本事案のように特定の1業者しか施工できないためとなっている。本事案は、今泉工場のごみ処理施設であるが、工場が異なれば別業者のプラント設備が採用されているのか、そうではなく同じなのか。
	事務局	プラント等の設備を導入する際には競争による入札を行っているので、受注業者はその都度異なっている。
工事案件の重複により、随意契約の落札が取り消される懸念について	委員	本事案は、資料の案件番号⑦での落札業者と同じだが、例えば他の案件で、同時期に別の工事を落札したため、予定されていた随意契約に参加できないことはないのか。
	事務局	そのような事例は基本的にはないと承知している。
	委員	他の業者が施工できない随意契約の案件で、例えば技術者の手配の目途が立っていないのに受注してしまうなどした際に、本来は必要な参加条件を緩和して随意契約を結ぶことは全くないのか。特に、他の工事を優先させる必要が生じたため、随意契約に影響が及ぶことがないのか確認したい。
	事務局	随意契約とは言っても、参加条件は必要性に鑑み工事毎に設定するものであり、それを緩和することにはならない。
	委員	工事完結のために頼りとする特命随意契約を断られたらどうなるのか。
	事務局	そういうことが起きれば確かに困るが、そもそも他の工事も技術者等が手配できなければ参入することはできないので、随意契約に影響が及ぶとは考えられない。また、大型プラントを扱う業者は、随意契約への意識も高いので契約を断ることはない。
落札時の事後メンテナンスへの検討について	委員	本事案の様な大型で工期も長い事案では、最初にプラント設備を導入した時点から長期的な視点で改修工事やメンテナンスへの対応も受発注側の双方が十分考慮した上で落札されていたと考えても良いか。
	事務局	その通りである。設備の長期的な改修も十分に検討されるものである。

「⑩(市)河原町二丁目4号線側溝備整備工事(その3)」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、(市)河原町二丁目4号線の側溝の整備工事である。</p> <p>工事概要は、道路の土工全般及びL型側溝工事などである。</p> <p>平成27年度に隣接地権者からの道路用地の寄付により市道認定された河原町二丁目4号線の側溝整備及び舗装を行うものである。</p> <p>契約方式は特命による随意契約とした。本工事は、本年7月に制限付き一般競争入札で工事発注の公告をしたが応札がなく、9月に再度入札参加資格</p>

		<p>の内、事業所の所在地条件を緩和して公告してもなお入札参加者がいないため取止めとなり、施工できない状況になったものである。当該路線は、道路側溝が未整備且つ一部未舗装区間もあり、降雨時には道路上に水が溜まり歩行者及び車両の通行への支障が生じていること、更に、雨水が民有地に流入していることから当該道路整備への地元の強い要望を受けて、早急な整備を迫られていたものである。</p> <p>そのため、仙台市内に本店を有し、側溝整備工事の実績を有する複数の会社に受注の可能性の打診を行い、(株)環境プランニングからの了承を得て特命による随意契約を締結したものである。</p> <p>尚、特命とする根拠法令は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号である。</p> <p>(詳細は資料 P62～63 及び P73 参照)</p>
随意契約と制限付き一般競争入札時の予定価格の関係性について	委員	この随意契約における予定価格は、制限付き一般競争入札の時と同じ金額なのか。
	事務局	不落随意契約では、基本的に金額などの条件は変えないこととしている。条件を変えれば、過去の入札経過との齟齬が生じ、例えば金額が高くなるのであれば、他の業者が参加できる可能性も出てくるためである。
随意契約を了承するに至った価格以外の要因について	委員	確認になるが、随意契約を了承した会社は、過去の制限付き一般競争入札時と同じ価格を打診されたのに契約を結んだということか。何故この会社が、過去の一般競争入札に参加しなかったのか疑問が残る。何か入札時のタイミングでも関係してのことなのか。
	事務局	本事案の制限付き一般競争入札実施時の土木工事の格付け評点は650点以上であったが、随意契約を結んだこの会社はその点数には達していなかった。参加資格に該当する格付け評点を持っていれば、入札に参加していたのではないかと考えられる。その点も考慮して、従来の格付け評点を若干緩和する中で改めて随意契約を打診した案件である。但し、随意契約を打診するにあたっては、過去の指名競争入札時などにおける実績を十分に検討している。
格付け評価点数の扱い上の考え方について	委員	それは、格付け評点650点を持たない業者でも対応可能な工事案件と判断しての措置か。
	事務局	本来は、制限付き一般競争入札時に設定した十分な参加資格となる当初の格付け評点を満たしていることが望ましい。しかし、入札参加資格者がいない中で随意契約を結ぶにあたっては、打診する業者の過去の良好な工事实績も加味しながら若干格付け評点を緩和したものである。

6 その他

1) 平成 29 年度落札率について（報告）

- ・平成 29 年度工種別落札率一覧及び平成 27～29 年度落札率の推移を纏めた落札率資料に基づき、平成 29 年度工事種別ごとの入札実施状況に関する報告を行った。

尚、報告説明への質問はなかった。

2) 契約制度の改正について（報告）

- ・指名停止要綱の主な改正点など、平成 30 年 4 月からの工事契約制度の改正について報告を行った。

尚、報告説明への質問はなかった。

3) 今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

- ① 次回の抽出委員は蘆立委員に依頼する。
- ② 次回の委員会の日程は、平成 30 年 7 月 23 日（月）15 時からの予定である。

7 閉会